

第42回社会保障審議会介護給付費分科会において配布した  
資料1及び資料2の修正について

平成19年3月29日に開催されました第42回社会保障審議会介護給付費分科会で配布いたしました資料1「介護報酬改定後の動向（概要版）」及び資料2「介護報酬改定後の動向」について、以下のとおり、修正いたします。

- ① 資料1中3ページ目を当資料1ページ目と差し替え
- ② 資料2中9ページ目を当資料2ページ目と差し替え

## II 居宅サービスの動向

### A. 訪問介護（介護予防含む）（「介護報酬改定後の動向」7ページ参照）

#### 【受給者数及び費用額等】

- 受給者数対前年同月比増加率が（平成18年4～11月）平均△0.9%で推移。
- 1人あたり費用額（※）対前年同月比は、△2.5%（平成18年11月）。  
※ 各サービスにおける費用額／受給者数のこと。ただし、費用額に高額介護サービス費は含んでいない。以下同じ。

#### 【参考】報酬改定の概要

- 予防給付の介護予防訪問介護については、月単位の定額報酬を設定。
- 介護給付の訪問介護については、生活援助の長時間利用について適正化。

#### 【加算等】（介護給付のみ）

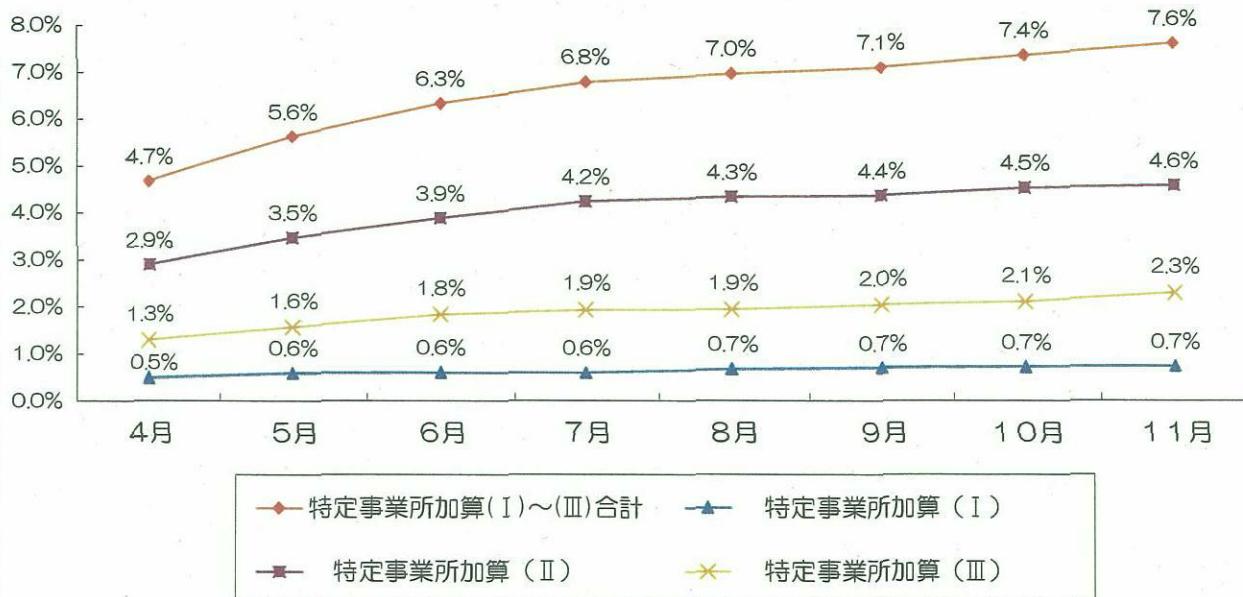
##### 特定事業所加算

- 特定事業所加算の算定割合は徐々に増加傾向にある。

#### 【参考】報酬改定の概要

サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保やヘルパーの活動環境の整備、中重度者への対応などを行っている事業所について加算を導入。

特定事業所加算の訪問介護算定件数に対する算定割合



\*介護給付費実態調査(平成18年度各月サービス提供分)を特別集計したもの

##### 特定事業所加算(I)

- 〈体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合〉
- 基本単位数の20%を加算

##### 特定事業所加算(II)

- 〈体制要件、人材要件に適合する場合〉
- 基本単位数の10%を加算

##### 特定事業所加算(III)

- 〈体制要件、重度対応要件に適合する場合〉
- 基本単位数の10%を加算